

障害者雇用の促進に繋がる テレワーク導入支援制度



障害者雇用の促進において、テレワークは柔軟な働き方を実現する有効な手段です。通勤が困難であるために働けなかった障害者の方も、テレワークを用いて、特性や体力に応じて就労が可能となります。

山梨県や労働局では、**制度導入や業務改善に向けた専門家派遣・助成金など、具体的な支援策を提供しています。**ぜひこの機会に、各支援策をご活用いただき、誰もが働きやすい職場づくりをご検討ください。

1. 山梨県 業務改善コンサルタント・ICTアドバイザー派遣（無料支援）

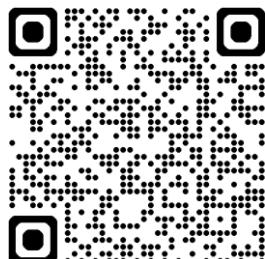
対象：山梨県内の企業・団体（製造業、情報通信業、医療・福祉、宿泊業、サービス業）

内容：

- ・業務改善コンサルタントの派遣：
 - ・業務の棚卸しや業務フローの見直し
 - ・テレワーク導入支援
- ・ICTアドバイザーの派遣：
 - ・テレワーク導入に必要なICT環境の整備
 - ・社内ネットワークのセキュリティ相談支援

申込方法：申込票をFAXまたはWebフォームで申込

詳細：<https://www.pref.yamanashi.jp/hataraku/hatarakikatakaikakujiyou.html>



2. 山梨労働局 人材確保等支援助成金（テレワークコース）

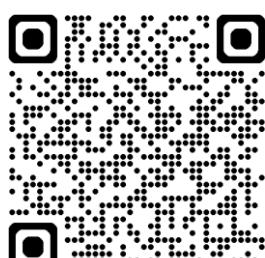
対象：中小企業事業主

内容：

- ・テレワーク制度導入・拡充に対する助成
- ・制度導入助成：20万円
- ・目標達成助成：10～15万円（賃金要件あり）

申込：山梨労働局 雇用環境・均等室

詳細：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html



3. 厚生労働省 障害者のテレワーク雇用企業向け相談支援窓口

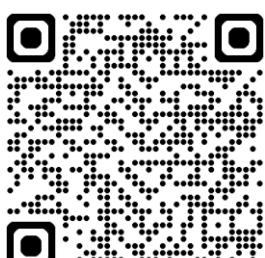
対象：障害者のテレワーク雇用を検討・導入している企業

内容：

- ・最大5回の無料相談（導入後は追加で最大2回）
- ・受け入れ前支援（障害理解（合理的配慮）促進、テレワーク／障害者雇用枠での制度設計等）
- ・採用支援（採用計画の策定、業務構築、求人票作成、選考等）、定着・活躍支援

申込方法：Webフォーム、電話（平日9:00～16:00、土日祝・年末年始を除く）

詳細：<https://twp.mhlw.go.jp/>



障害者雇用等推進会議

障害者雇用を関係機関が連携して推進・課題解決を図るために設置された、
障害者雇用関係機関、経済団体、福祉団体等で構成する機関

【障害者雇用等推進会議事務局】

山梨県 総合県民支援局 働く人・働き方支援課 地域雇用担当 TEL 055-223-1562

発行